公益社団法人富岡市シルバー人材センター役員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益社団法人富岡市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第２８条第３項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）常勤の役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週３日以上センターの業務に従事する者をいう。

（３）非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

（４）報酬等とは、公益認定法第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。次号の費用とは明確に区分されるものとする。

（５）費用とは、職務の遂行に伴ない発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　センターの役員は、常勤の役員（使用人を兼務する場合に限る。）及び非常勤の役員を問わず無報酬とする。

（公表）

第４条　センターは、この規程をもって公益認定法第５条第１３号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補則）

第６条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴なう関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、令和元年６月１５日から施行する。